

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」  
に関する意見募集について

令和4年10月28日  
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

令和4年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」ことが明記されました。

今般、新たな事業再構築のための私的整理円滑化法案の国会提出に向けて検討を行うため、「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」を作成いたしましたので、下記の要領で国民の皆様から広く意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（別添）

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

3. 意見募集開始日及び終了日

令和4年10月28日（金）～令和4年11月26日（土）

4. 意見提出先・提出方法

御意見は、下記（1）及び（2）のいずれかの方法により提出してください。電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。また、複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください（1回答1意見としてください。）

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名（法人又は団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）及び住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名（法人又は団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）及び住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：shinshihon.pr.s6z\_atmark\_cas.go.jp

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 宛

（電子メールの件名を「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）に対する意見」としてください。）

※ 迷惑メール防止のため@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を「@」に直してください。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※ 添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

## 5. 留意事項等

皆様から頂いた意見につきましては、今後の検討における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

また、御提出いただきました意見については、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

なお、意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

【別紙】

「新たな事業再構築のため法制度の方向性（案）」への意見

令和 年 月 日

【氏名】	(法人・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
【住所】	
【電話番号】	
【電子メールアドレス】	
【御意見】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所（どの部分への意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）</li> <li>・ 意見内容</li>          <li>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</li></ul>

※分量に収まらない場合は、「別紙に記載」として意見を添付してください。